

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり報告します。

総 務 文 教 委 員 会

平成 30 年 6 月 26 日（火）

9 時 59 分～15 時 03 分

全員協議会室

（委 員）野藤委員長、小川副委員長、沖田委員、西川委員、永見委員、
佐々木委員、道下委員、西田委員

（議長・委員外議員）三浦議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、上野議員、飛野議員

笹田議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、田畑議員、澁谷議員、西村議員、牛尾議員

（総務文教委員会 所管管理職）

近重副市長

〔市長公室〕 佐々木市長公室長

〔総 務 部〕 砂川総務部長、山根総務課長、西谷行財政改革推進課長

湯浅行財政改革推進課副参事（教育施設再編推進室長）

馬場安全安心推進課長、西川人事課長、久佐情報政策課長

村瀧人権同和教育啓発センター所長（人権同和教育室長）

〔地域政策部〕 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長

田中地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 宮崎財務部長、森脇税務課長、土谷資産税課長、草刈財政課長

〔金城支所〕 吉永金城支所長、原田金城支所防災自治課長（金城分室長）

〔旭 支 所〕 塚田旭支所長、佐々尾旭支所防災自治課長（旭分室長）

〔弥栄支所〕 河上弥栄支所長、三浦弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）

〔三隅支所〕 斎藤三隅支所長、小松三隅支所防災自治課長（三隅分室長）

〔会 計 課〕 原田会計管理者（会計課長）

〔教育委員会〕 石本教育長、佐々木教育部長、古森教育総務課長、市原学校教育課長

牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、

長見青少年サポートセンター所長、有福青少年サポートセンター副参事

外浦文化振興課長

〔選挙管理委員会〕 ~~森下選挙管理委員会事務局長~~

〔監査委員・公平委員会〕 栗栖監査委員事務局長（公平委員会上席職員）

〔消防本部〕 佐々木消防長、中村総務課長、~~齋藤予防課長~~、本田警防課長

大驛通信指令課長、~~田中浜田消防署長~~、~~尾崎東部消防署長~~

~~琴野西部消防署長~~

（事務局） 篠原書記

（報道） 山陰中央新報社、中国新聞、毎日新聞 （傍聴） 1 人

【議 題】

- 1 議案第 44 号 浜田市税条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 45 号 浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 50 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）
- 4 陳情審査
 - （1）陳情第 29 号 理由説明なしの撮影不許可に関する陳情について
 - （2）陳情第 32 号 スキー事故の再発防止対策に関する陳情について

- (3) 陳情第 33 号 市民参加可能なものの一覧を HP に集中させることに関する陳情について
- (4) 陳情第 34 号 民間企業並みに日報をつけることに関する陳情について
- (5) 陳情第 35 号 情報公開条例に違反しかねない制限指示変更等を求める陳情について
- (6) 陳情第 36 号 職員の態度に関する陳情について
- (7) 陳情第 37 号 職員・議員のマスク着用に関する陳情について
- (8) 陳情第 38 号 各新聞に掲載されている浜田市関連の記事の職員共有に関する陳情について
- (9) 陳情第 39 号 成果物の内容共有及び活用に関する陳情について
- 5 執行部からの報告事項
 - (1) 企画提案型有料広告事業の第 1 回募集結果等について
 - (2) 市有財産利活用方針及び市有財産売却計画の策定について
 - (3) 上下水道部の移転について
 - (4) 平成 30 年度個人市民税の当初賦課の状況について
 - (5) 平成 29 年度市税徴収率について
 - (6) 市内中学生の進学等の状況について
 - (7) 夏季休業中の学校閉庁期間について
 - (8) その他
- 6 所管事務調査について
 - (1) 消防車両更新状況一覧表について
 - (2) 「森のようちえん」の状況について
- 7 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 9 時 59 分)

野藤委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会する。ただいま出席委員は8名で定足数に達している。

本日は、選挙管理委員会事務局長、予防課長、浜田消防署長、東部消防署長、西部消防署長は欠席と聞いている。

それでは、さっそく議題に入る。

本委員会に付託された、3つの議案と陳情9件の審査に入る。

1 議案第44号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

執行部から補足説明は。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑は。西川委員。

西川委員

税率のことは分かるが、中小企業支援のための法律で、経済産業省の関係で制定されたものと思うが、所管委員会ではないが、浜田市でこの補助金を活用したり支援したりする動きがあるのか。

資産税課長

商工会から税に対して、税率関係でご意見をいただいた時に、私が聞いているところによると今のところ1社ある。

野藤委員長

西田委員。

西田委員

今後3年間の間に何社か出る可能性があると思うが、税収的にはどうなるか。

資産税課長

29年度償却資産で試算してみた。新規で申告があったのが税額で4,300万円。市内10%の企業が40%くらいの規模で新しい機械導入した場合、国から交付税補填もあるので税収は変わらない試算になる。

野藤委員長

その他あるか。佐々木委員。

佐々木委員

たぶん5月16日に法律が制定された。わずか1ヶ月ちょっとで導入がかなり広がっている。あまりに早い条例制定。緊急にしなければならない国の指示があったのかもしれないが、これから促進基本計画も自治体で作成が求められるそうなので、法整備に向けて色んな取り組みが進んでいくだろう。条例整備を急いだ経

緯を知りたい。

それから、生産性 3%以上向上が目安だが、企業が 3%向上するという目安や計算式があるのか。それとも一定程度の設備投資があればほぼ認めるのか。

資産税課長

経済産業省から 2 月か 3 月あたりに、全国の自治体に、この生産性革命の税率についてアンケートがあったと聞いている。そこでゼロにしない自治体は補助金の優先採択をしないという国の方針がある。8 市ともゼロにするとアンケートに回答している。

2 点目について。3%向上したかしないかは計画の時点で……

1 点目の条例改正に戻るが、今まで 2 分の 1 を償却資産で減免していたが、それをゼロにする必要が出たので条例改正を提案している。以前中小企業支援が 28 年から始まったが、2 分の 1 を採用していた。このたび新たな法整備が出て、ゼロにする必要が出てきたのでゼロにすると条例改正を提案させていただいている。

2 番目だが、3%向上する設備について。工業会で、商工会議所、商工会で認定されると思うが、そちらの計画をもとに市の産業政策課に申請が出て、そこで認定されれば、償却資産を 3 年間ゼロにすることになる。

野藤委員長

3%の基準、計算式があるのかという質問があったが。

資産税課長

ちょっと聞いているところによると、設備があるのだが、生産機械と同等の、同じモデルで 3%向上したものと聞いている。

産業政策課長

1 点目の経緯について。全国レベルで同じように詰まったスケジュールで条例制定されている。日本の 1 人あたりの労働生産性が OECD 加盟国中 21 位。先進国の中でも 1 人あたりの労働生産性が低いため、国において短期に高めることを目的に生産性向上の特別措置法が制定され、施策が今後行われていく。

3%の目安は、経産省で出された数式があり、営業利益と人件費と減価償却費を足したものを、労働者の人数で割る数字、それが 3%を超えていれば、設備導入する前より 3%向上していればいい、向上しなければならぬとなっている。

佐々木委員

浜田市は固定資産税を 2 分の 1 以下最大ゼロだったのをゼロにするのだという話だった。100 パーセントではないと思うが、国から交付税補填があるとのことだが、だいたいの補填率が分かれ

資産税課長
野藤委員長

ば教えて欲しい。また、基本計画はいつ頃作られる予定か。
交付税率は 75 パーセントだ。……。
暫時休憩する。

[10 時 13 分 休憩]

[10 時 15 分 再開]

野藤委員長
資産税課長
産業政策課長

会議を再開する。
再度確認してから回答したい。
基本計画は、国の導入指針に基づき、各自治体が生産性向上特別措置法の適用を受ける場合に基本計画を作らねばならない。浜田市は既に策定し 6 月 15 日に国に同意を受けている。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

2 議案第 45 号 浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

執行部から補足説明は。

(「ありません」という声あり)

永見委員
教育総務課長

委員から質疑は。永見委員。
全市の教職員住宅の資料をいただいたが、現在の入居状況は。今回の旭ヶ丘を含め 12 か所ある。全部で 43 戸入居可能な部屋数で、現在 28 世帯が入居している。

永見委員
教育総務課長

住宅の中で耐用年数が来ているのがどの程度あるのか。
基本的に木造が 40 年、鉄筋が 60 年の耐用年数。

(「昨日 24 年ということだったが」という声あり)

教育総務課長

国の返還の耐用年数という意味だった。耐用年数を超えている施設は今のところない。

永見委員
教育総務課長

現在超えているのは旭ヶ丘だけということか。
国の返還の耐用年数のつもりで説明した。旭ヶ丘については平成 2 年で、まだ 28 年なので、40 年の耐用年数はまだ過ぎていない。

永見委員

教職員住宅としての用途は廃止だが、建物自体はそのまま残されるのか。

教育総務課長

基本的には教職員全体が用途廃止して、転売・転用・解体だが、

	この施設はまだ新しいので何等かの活用が考えられる。
永見委員	市で活用策を考えられるのか。
教育総務課長	はい。
野藤委員長	その他。道下委員。
道下委員	43戸中に28戸入居という報告だと思う。43戸で空いているのはどこか。
教育総務課長	今福については、7戸中3戸が未入居。全部が入ってないのは丸原、旭ヶ丘の2か所。
道下委員	丸原と旭ヶ丘とのことだが、これはもう近い将来、入る見込みがないとか、5年も空いているとかいった実態があるのか。
教育総務課長	いつから入ってないかは明確に掴んでいないが、施設が古く入居するには改修が必要で、廃止も含めて検討中だ。
野藤委員長	その他。佐々木委員
佐々木委員	用途廃止後の活用は市で考えるという話があったような気がしたが、昨日の説明では売却か解体とのことだった。再配置計画では売却・解体のはず。市で活用を考えることはないのでは。
教育総務課長	市で活用という意味合いは持っている。民間への売却とかそういう意味での活用ということだ。
野藤委員長	その他。 (「なし」という声あり)

3 議案第50号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）

野藤委員長	執行部から補足説明は。警防課長。
警防課長	昨日の議案質疑の答弁について訂正をさせていただきたい。布施議員の質疑で、更新車両の保障について、3年と答弁したが2年の誤りだった。議会最終日において訂正させていただく。 (以下、資料をもとに補足説明)
野藤委員長	委員から質疑は。沖田委員。
沖田委員	今回入れる消防車は耐用年数25年とのことだが、走行距離はいかほどか。
警防課長	三保分団中組班5,600km、松原班6,000km、中山班7,900km、井野分団室谷班6,300kmとなっている。
沖田委員	高価な車を1万kmも走らず廃車にするのはもったいない。何か

	基準があるのか。
警防課長	年数、走行距離の決まりはない。以前は一応 20 年を目安にしていたが、車両性能の向上により今は 25 年を目安にしている。
野藤委員長	西川委員。
西川委員	指名業者 7 社の件。市内業者から取ってもらえればいいが、市内 4 社はいずれもメーカー（ディーラー）。他 3 社はメーカーではない気がする。特殊車両の発注の指名先はメーカーが妥当なのか、他に市内の類似の業者はなかったのか。
警防課長	市内 4 社についてはディーラー系を選定した。県内 3 社は、消防ポンプ専門業者。車両そのものが特殊なので。ポンプ内蔵ではないので、既存のものに付けられればできないことはないのではないかと思って指名させてもらった。しかし特殊車両なので専門業者の方がノウハウは持っているということはあると思う。
西川委員	市内にはそれが出来そうな業者がないということか。
警防課長	消防ポンプに関しては市内にない。
野藤委員長	その他。道下委員。
道下委員	3 社の他には諸々あるのか、ないのか。市内業者の他に、県の 3 社の他にないのか。
警防課長	浜田市に登録をさせていただいている業者はこの 3 社。
道下委員	4 社がいつも出て来られる。格好だけでやっているのか。この 3 社について、今までどのような入札状況だったか。ヨシタニは全然取ってないとか。業者による落札の差異はあるのか。
野藤委員長	指名というのは消防署が指名して、相手方が辞退をしたのか。
総務課長	指名そのものは総務課から指名。この度指名した 7 社は、浜田市の入札には名簿に事前登録が必要で、消防・防災・保安用品・消防車両等で 4 社は以前から登録してもらっていた。3 社も登録があった。
道下委員	クマヒラ、吉谷、出雲ポンプは今まで入札の凸凹があるのか。
消防長	これまでの長い歴史の中でこの 3 社が中心となって浜田市に納入しているが、質問への回答はすぐには出来ない。しかしどのメーカーも均等だと思っていただいて良い。
野藤委員長	その他。佐々木委員。
佐々木委員	地元ディーラー 4 社が出来ないことは無いという話があったが、

	実績が無いように思えるが。
警防課長	軽積載車両についてはポンプ内蔵のものはないということで、できるのではないかとの思いがこちらとしてはあった。これまで入札を辞退されていたと思う。
佐々木委員	ディーラーさんや地元業者が、消防車両購入の時には入札辞退を繰り返されている。なかなか取れない理由は聞かれているか。
消防長	クマヒラ、吉谷、出雲ポンプは松江や益田だが、代理店である。クマヒラは大阪の森田ポンプから車を仕入れて、地域に合うよう調整をして納入してくれる。吉谷は鳥取の吉谷機械、出雲ポンプは四国の小川ポンプからというように。そういったように市内業者が製作会社と契約、協定を結んでいただき、仲介で納入するスタイルが確立できれば受けていただけると思うが、現時点でそういった契約はないのだろうと思う。従って3社にしばられている。
佐々木委員	ディーラーもこれまで無いことをやるのはリスクが大きいのだと思う。毎年購入することになるので、少しでも加わっていたければありがたいと思う。気持ちを伝えておいて欲しい。
野藤委員長	その他。西川委員。
西川委員	市内4社はメーカー系なのでポンプ会社の代理店としては難しいと思う。メーカー4社以外に登録はあるのか。メーカー系整備会社でなければ代理店になる可能性もあると思うが。
総務課長	市内の登録事業者は、先ほどの消防・防災・保安用品・消防車両等を取り扱うので登録を希望したいと言ったのは市内ではこの4社だけ。県内に広げるとこの7社となる。
野藤委員長	沖田委員。
沖田委員	下取りに出された車はそのまま廃車になるのか。
警防課長	25年で更新する車両はすべて廃車としている。
野藤委員長	その他。
	(「なし」という声あり)
財務部長	議案第44号の佐々木委員からの質疑の件だが、交付税の補填率は100%。ただ、75%と答えたのは交付税の仕組みの話。通常、の税収も基準財政収入額と基準財政需要額の差の75%なので。交付税でいくら見てくれるのかという意味で言えば100%。

4 陳情審査

(1) 陳情第 29 号 理由説明なしの撮影不許可に関する陳情について

野藤委員長

これについては、後ほど審査を行う。

(2) 陳情第 32 号 スキー事故の再発防止対策に関する陳情について

野藤委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。西田委員。

西田委員

陳情要旨が色々書いてある。中で、この数か月に進展した事項があれば。

学校教育課長

3月に報告させていただいた。責任の所在や在り方については、今の段階では特に進展なし。再発防止策についても、まだ整理しきっていない。学校内では対策会議を開いている。4月の保護者総会で事故関連の話と、今年度の実施についても少しお話された。学校の体制、保護者負担、スキー用具をトータルで考えて金城中学校では今年度実施しない、とのこと。関係者から色々ご意見いただいているので、夏場のうちに市としての考え方、対策防止策を整理し、なるべく2学期の早いところで学校に周知し再発しないように取り組みたい。

野藤委員長

佐々木委員。

佐々木委員

教育委員会としても協議中とのことだが、対応していかねばならないのは市の教育委員会、学校、現場のスキー場が考えられる。対応の現状をもう少し教えてもらいたい。

実際事故に遭われた生徒さんは回復されたのか。

学校教育課長

市の対応と学校、スキー場の対応について。教育委員会としてはそれ以後は具体的に進んでいない。学校は、事故報告を取りまとめて整理され、こちらに提出している。内容について当該保護者へもお知らせしている。スキー場は教育委員会に来ていただいて、説明されている。スキー教室を行うにあたってネットなど注意が足りなかったかな、ということで事故後の対応もしてもらった。学校に周知しながら安全確認をしたうえで実施していきたいとのこと。

子供さんの様子だが、元気に登校され、部活動もされて、市総体も参加されている。保険適用の医療費の還付の手続きは毎月スポーツ振興センターを通して処理している。保護者と学校の関係

野藤委員長	はスムーズだと報告を受けている。
道下委員	その他。道下委員。
学校教育課長	全快というニュアンスだが、後遺症は全く残っていないのか。 通常の登校生活については出来ている。ただ、少し頬の傷や歯のあたりは成長過程なので、成長が落ち着いた段階で最後の処置についてはやっけていくと聞いている。
野藤委員長	その他。 (「なし」という声あり)

(3) 陳情第 33 号 市民参加可能なものの一覧を HP に集中させることに関する陳情について

野藤委員長	審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。西川委員。
西川委員	前回採択された件だと思う。私は市のホームページで会議予定等確認している。昨日、地域協議会の日程が示され、金城が終わっていた。ホームページを見過ごしていて、4月にアップされた情報だったのを見過ごした。内容について見やすいように変えていただきたいのが私の意見。前回以降どうなっているのか。
市長公室長	並び順は運用で出来ることとシステム改修での対応とある。協議中。システム改修には予算が必要なので、今後財政折衝を考えている状況。
西川委員	並び順もそうだが、情報が無い。議会一般質問でも話したが、400年実行委員会が入ってなかったり、公開の会議の情報が抜けていた。抜けなく公開してほしいがそれについて伺いたい。
総務課長	部署によって温度差が出来ていることを総務課も心配している。改めて各課に周知し運用を徹底したい。
野藤委員長	その他。 (「なし」という声あり)

(4) 陳情第 34 号 民間企業並みに日報をつけることに関する陳情について

野藤委員長	審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。道下委員。
道下委員	他所の市でもこういうのをつける例はあるのか。
人事課長	他所の市町村での作成状況は調べていない。また調べておきた

道下委員
野藤委員長

い。
私的には、いちいちつけるのがどうか、民間企業によっても違うのではないかと考えている。またお知らせいただきたい。
他に。
(「なし」という声あり)

(5) 陳情第 35 号 情報公開条例に違反しかねない制限指示変更等を求める陳情について

野藤委員長
道下委員
総務課長
道下委員
野藤委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。道下委員。
つい先日、公開が遅れたというか、市営住宅の絡みで。退室で畳表を変えたりして、1ヶ月もしないうちに入居は停止したと。住宅としては使えないという報告があったそうだ。情報公開が上手い具合にいていないのかなど。見解を求めたい。
情報提供は正しさと適切なタイミングであることが必要。各部署によってどのタイミングが理想かは十分考えて対応したい。
そうしたことから2月に職員に周知したところだ。
限度がある。期限のしほりもあると思う。陳情が出てくるあたり、対応すべきだと思っている。
その他。
(「なし」という声あり)

(6) 陳情第 36 号 職員の態度に関する陳情について

野藤委員長
佐々木委員
人事課長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。佐々木委員。
どう思われるか。
ここに書いてあること、会話を遮ったり、求めることと違うことをしゃべったり、きちんと調べず内容のないことを回答したり、気を付けたいと思う。市民の皆さまに対してこれらのことを答えているようなら気を付けなければいけない。注意喚起したい。こういったご意見を受け止めて注意するが、一方で職員の対応にたいするお礼もいただいている。挨拶、身だしなみ、説明の分かりやすさは、アンケートで概ね高い評価を得られている。アンケートやこうした意見も参考にしながらしっかりやっていきたい。

佐々木委員

市民からは色んなケースがあって、逆に評価する話もあるのは理解する。高いレベルでの回答というのは職員ごとに能力の違いもある。福祉関係等は市民の方がやっとの思いで相談されているのに簡単に遮られたというケースが耳に入っている。特に福祉関係の方々には、対応の気持ちを持っていただき、今後もやっていただければと思っている。

野藤委員長

その他。西田委員。

西田委員

色んな市民の方が市役所に来られている。話の持って行き方などみんな違う。全てが全て正しい場合もある、そうでない場合もある。持っていき方によって職員の対応も変わってくる。一律ではないと思うが色々な方への対応はどんなふうに。

人事課長

来られる市民の方には色んな、相談内容が違ったり、話し方が違ったり、色々あろうかと思う。職員が自分本位で一律的な機械的な対応をするのではなく、内容に応じた接し方をすることが市民サービスだと思う。きちんと出来るように機会があるごとに注意喚起していきたい。

野藤委員長

他に。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。11時10分まで。

[11時03分 休憩]

[11時11分 再開]

(7) 陳情第37号 職員・議員のマスク着用に関する陳情について

野藤委員長

会議を再開する。休憩前に引き続き陳情審査だが、審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。道下委員。

道下委員

私も気になっていた一人。必要以上にマスクを付ける。市役所内では極力、風邪を引いている場合でない限り控えて欲しいのだがどうか。

人事課長

マスク着用だが、風邪を引いている時等はマナーだと思う。インフルエンザが流行っている時は予防のためにマスクをするケースが少なからずあると思う。多少はご容赦いただきたい。

道下委員

きりが無い。そうではなくて、極力控えましょうと統一しようということに対する見解はどうか。

人事課長 必要な時以外はマスクしないようにした方が良くと思う。
(「発言させてほしい」との声あり)

野藤委員長 理解したということなので・・・
(「委員長、発言させてほしい」との声あり)

野藤委員長 静粛に。議事を進行する。

(8) 陳情第 38 号 各新聞に掲載されている浜田市関連の記事の職員共有に関する陳情について

野藤委員長 審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。佐々木委員。

佐々木委員 元々市長公室が各新聞から浜田市関連をコピーして職員に閲覧させていて、それを止めたのか。その理由は何か。

市長公室長 業務の必要上、コピーして保存していた。管理が甘く一部の職員に閲覧されていた実態があった。今はコピー自体をやめた。

佐々木委員 それによって職員に不具合が出ているのか。

市長公室長 共有化していたものではないので、職員からそうした話はない。共有化は著作権法に触れると考えているので、控えるべきという考えでいる。

野藤委員長 西田委員。

西田委員 1日遅れなら著作権法上問題ないとある。図書館等ではそういうルールだと聞くが、一般的には著作権法上どうなのか。

市長公室長 教育委員会から聞いているのは、図書館に関してはそういった運用が出来ると聞いている。図書館の特例だと聞いている。

野藤委員長 その他。

(「なし」という声あり)

(9) 陳情第 39 号 成果物の内容共有及び活用に関する陳情について

野藤委員長 審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。佐々木委員。

佐々木委員 この陳情自体のタイトルは理解できる。書いてある内容は、どのようなことを望んでおられるのか分からない部分がある。成果物ということだと、平成 29 年 6 月 1 日～30 年 3 月 31 日までのブランディング契約を市内業者と結んだ。目的は弥栄地区の定住促進とのことだが、内容や目的、どういう内容、概要で、定住

促進だから大きくはそうだが、具体的にどのようなブランディングがなされているのか。

弥栄支所防災自治課長

弥栄自治区の将来を見据えて計画を立てるよう始めたもの。弥栄は主要産業が農業であることから、食べるをキーワードに地域一体となって色んな事業をやっていこうということでこの計画を立てた。支所内の事業の最適化、連携、最終的に定住に繋げるべくやっている。具体的な中身は、各課で事業に細かく目標設定をしていく形にしている。農業でいくと経営向上、拡大していくような目標設定。防災自治課は定住に繋げる交流人口を増やしていく、市民福祉課だと住民の健康を維持していく、そうした事業ごとに数値的な目標も設定している。そうした内容だ。

佐々木委員

定住促進のみならず、弥栄住民のフォローアップという意味合いで作られているように受け止めた。このブランディングをそもそも何故作ろうとしたのか見えてこない。何年間で取組むだとか、目安があるのか。

弥栄支所防災自治課長

事業実施背景は、27年度に自治区制度の再検討がされた流れ。地域としては制度に頼らないである程度自立してやっていく地域になる必要があるという危機感から、地域全体で計画なり動きをしていこうということでこの事業をやった。

佐々木委員

もう1個質問したが、今後どのような流れか。

弥栄支所防災自治課長

スケジュール的にはこの計画で当面3年間の進捗管理をする。その中で見直しをかけて、将来的に継続する流れになると思う。

野藤委員長

西川委員。

西川委員

プランニングか、ブランディングか。

弥栄支所防災自治課長

弥栄自治区地域ブランディング。戦略策定ということだ。

西川委員

3月31日までの成果物を共有、活用ということで、これから3年間の進捗管理で活用するとのことだが、成果物は支所内でどのように共有されたのか。

弥栄支所防災自治課長

成果物を出していただく前の中身については、支所の係長を中心に共有している。プロジェクトのメンバーの中で進捗管理をしている。内容については地区まちづくり推進会の2地区にも説明している。地域と一緒に取り組んでいく。まちづくり推進計画にもリンクしていただくよう働きかけている。今後も実効性のある

西川委員	形で進めていけるようにしたい。 この成果物については、支所内の連携とか各課の目標設定とかまちづくり推進委員会との動きということだね。体験村については地域との関わりの中での目標は設定されていないのか。
弥栄防災自治課長	この陳情の中にもあるが、体験村個別に指定した形での依頼はしていないので、無い。この策定の中では体験村も話題に上がっていたが、当時一連の不祥事や水害もあったり運営していた公社が非常に混乱していた状況なので、様子見の感覚があったのは確か。そのため体験村の具体的な計画には至っていない。
野藤委員長	その他。 (「なし」という声あり)

5 執行部からの報告事項

(1) 企画提案型有料広告事業の第1回募集結果等について

(2) 市有財産利活用方針及び市有財産売却計画の策定について

野藤委員長	2件まとめて報告願う。行財政改革推進課長。
行財政改革推進課長	(以下、資料(1)(2)をもとに説明)
野藤委員長	報告が終わった。1件ずつ質疑を受けたい。(1)について質疑は。道下委員。
道下委員	3台に付けるとのことだが、15cm×40cmは視界が不良になるのではないか。
行財政改革推進課長	試してみたが視界は確保できると判断した。
道下委員	視界は十分確保するのがベター。ドライブレコーダーが数台ついていることで安全安心に繋がると思っている。付けていることを注意喚起して欲しいが、どう考えているか。
行財政改革推進課長	有料広告事業の話なので、関連でご質問いただいたと思う。今後のドライブレコーダー設置については、リース車については更新時に積極的につけていく。ドライブレコーダー設置車という表示が必要かは今後検討していく。
道下委員	かける経費以上の効果がある。貼るならドライブレコーダー搭載と掲示するのは常識ではないか。
野藤委員長	この議題とは違うので・・・また別の機会に。 その他。沖田委員。
沖田委員	募集期間が6月1日から7月31日となっているが、イベント

	等の広告を狙うとかもう少し伸ばした方が良かったのでは。
行財政改革推進課長	色々な場面でPRが必要だと思うので検討したい。
野藤委員長	佐々木委員。
佐々木委員	有料広告提案制度は、元々企画者自ら広告を出そうとする人が提案し、今回はくまハウスさんが、車両の後ろの視界を遮る所に出したいということか。
行財政改革推進課長	はい。
佐々木委員	窓ガラスにつけるのが広告者の希望で、他の場所なら駄目だったのかもしれないが、視界が遮られる心配があるのは確か。できれば車体など、視界が遮られない場所が良いと思うのだが。
行財政改革推進課長	ご指摘のことだが、調整した結果が15センチ。ご相談内容は、公用車に掲示したいということであり、掲載場所は指定無かった。こちらで協議してリアウィンドになった。ボディにマグネットシートを貼ると、ボディの日焼けの対応が必要になることからこの場所になった。
総務部長	市の公用車にはこれまでも市のイベント等のリアガラスへの広告はやってきたが、支障は無かった。それと同等の範囲で実施するもの。
佐々木委員	今までもやってきたとのことなので、道交法に問題がないのか。
行財政改革推進課長	違反性は無いと確認している。
野藤委員長	西川委員。
西川委員	この事業は自主財源確保が目的。周知や営業はどのような方法か。
行財政改革推進課長	チラシ、資料を作成し、これまで浜田市への有料広告としてホームページや広報紙、ごみカレンダー等に出しておられる方にも打診している。市内中小企業にも産業経済部と連携し、メールでこの件を周知している。既に有料広告をやっている事業者から、やってみたいと相談があったら出かけていってお話しせてもらっている。
西川委員	公用車は目立つ。今後でも取り組んで欲しい。
行財政改革推進課長	公用車は380台ほどあるが、広告が打てることを皆さんご存じない方もいると思うので、周知に取り組んでいきたい。
野藤委員長	他に。

(「なし」という声あり)

- 道下委員 (2) について質疑は。道下委員
8 ページの売却について。気になるのは、財産売却する時に、相手方を十分に検討し、指名されるのだろうが、相手方の特定は個人になると難しいと思う。十分に精査・研究して、地域に業者なり個人なりに利活用して欲しいが、十分に検討が徹底されているのか。
- 野藤委員長 道下委員。暴力団は反社会的勢力と置き換えた方がいい。
行財政改革推進課長 ご指摘の件は十分調べた上で対応するよう心掛けている。
道下委員 民間ではそういうケースがあちこちある。市役所は十分すぎるほど徹底してやって欲しい。
- 野藤委員長 その他。西川委員。
西川委員 方針と計画はこの形で公表されるのか。
行財政改革推進課長 このままホームページに公表させていただく。売却計画に基づく個々の物件については、ホームページに分かりやすく載せたい。内容は詳細事項は面積しかないのも、もう少し分かりやすいもの、位置図など展開できる形で掲載したいと思っている。
- 西川委員 平成 30 年度から年度ごとに計画があるが、31 年度以降について、計画を見た誰かが欲しいと思ったら今でも売却できるのか、それとも準備出来ていないのか。
- 行財政改革推進課長 30 年度の物件はほぼ売却準備が出来ているが、もう少し詳細な調査をしないとスムーズに売却できるかどうかはまだ分からない。31 年度以降については準備が整っていないものが多い。測量が終わっていないものがほとんどなので、測量準備や、建物解体をするのかどうか、どこまで解体するかも検討したい。購入希望者には出来るだけ、引き合いがあった時点で公募が掛けられる方が、より売却のチャンスを確保できると思う。今掲げている年度が前後することもあるということも承知いただきたい。
- 野藤委員長 その他。佐々木委員。
佐々木委員 そもそも昨年度分の行革の提案では、売却で得られる収入が 9 千万円くらいだったか 33 年度まで、それが昨日の説明では 3 億 3、4 千万円くらいだったと思うが、かなり上がっていた。どこが増えたのか聞いたら今日言うと言われた。どの辺が増えたのか。

行財政改革推進課長 昨日自治区制度等行財政改革特別委員会で、行革実施計画の報告をさせていただいた。平成 29 年度実績報告と 30 年度実施計画をお示しした。平成 30 年度以降は売却計画 2 ページの上、全体計画に掲載している。平成 30 年度は売却見込み額土地が 1 億 3 千 500 万円と建物 900 万円で 1 億 4 千 400 万円。平成 30 年度行革実施計画に 1 億 4 千 430 万円で誤差 30 万円。30 万円は新規貸付分として見込んで入れている。以降年度は同じ考えで載せている。

野藤委員長 当全体で 9 千万円と言われていたのが 3 億円超えたのは何故かという質問だったかと思うが。午後から回答で。

行財政改革推進課長 はい。

野藤委員長 その他。西田委員。

西田委員 売却収入の一部を市有財産有効活用推進基金に積み立てとなっている。どういう考え方でどのくらいを基金に積み立てられるか。

行財政改革推進課長 売却額の実績に基づいてその 2 分の 1 以内の額を次年度の歳入で見込もうと計画している。

西田委員 その時の判断で、ほんのわずかでも積み立てすることになる。最大 2 分の 1 ということでアバウトだが、そういう考え方でよいか。。

行財政改革推進課長 財政課サイドと協議となるが、基本は 2 分の 1。

野藤委員長 その他。

(「なし」という声あり)

野藤委員長 休憩に入る。13 時 10 分再開とする。

[12 時 07 分 休憩]

[13 時 08 分 再開]

野藤委員長 会議を再開する。最初に午前中の質疑について、行財政改革推進課長。

行財政改革推進課長 昨日の財産利活用実績は、毎年 1 千 530 万円と計画していた。この合計が 9 千 180 万円。今回は 6 年間合計で、3 億 3 千 800 万円余りと大幅増額している。これまで売却及び貸付収入を随分辛めにみていた。今回は売却計画を定めたことによって計画に基づ

いて一つの目標としてやろうと考え方を変えたもの。

(3) 上下水道部の移転について

野藤委員長	安全安心推進課長。
安全安心推進課長	(以下、資料 (3) をもとに説明)
野藤委員長	報告が終わった。この件について質疑は。佐々木委員。
佐々木委員	2階の公民館の大まかな形は。
生涯学習課長	2階部分はまだ計画段階だが、多目的研修室、学習室を整備する予定。
野藤委員長	その他。
	(「なし」という声あり)

(4) 平成 30 年度個人市民税の当初賦課の状況について

(5) 平成 29 年度市税徴収率について

野藤委員長	2件まとめて報告願う。税務課長。
税務課長	(以下、資料 (4) (5) をもとに説明)
野藤委員長	報告が終わった。1件ずつ質疑を受けたい。(4)について質疑は。道下委員。
道下委員	29年度より30年度の方が市民税が落ち込んでいる状況。景気が良いから全国的に市民税は上がっているのではないのか。
税務課長	他市の状況は持ち合わせていないが、22億円に対して122万4千円であり、増減が認められるレベルではないと考えている。
道下委員	増えて当然なのに、という話。
税務課長	1人当たりとしては増えているが、人数が減っているせいだと思われる。
道下委員	他の島根県8市も人口は減っているが、増えているのではと思われる。またお知らせを。
	ふるさと寄附380万円くらいが原因かと書かれているが、調子がある程度下がりつつあるが、ふるさと寄附の効果は上がっている。市税減収になると言われても違和感がある。ふるさと寄附がある、浜田市に入るというところ、片や市税が減収している。いったいどうなのか。
財務部長	税の立場から言えば、ふるさと寄附は減収になる。その要因として、浜田市の方が浜田市以外のふるさと寄附を利用したために

	<p>浜田の市税が減収したという意味。尋ねられたふるさと寄附が入ってくるものと比較してどうなのかと言え、浜田市民がされたと思われるのが4千万円くらい。片一方でふるさと寄附で受ける額が13億円くらいなので話にならないくらい多い。歳入超過状態。税額控除するのは4千万円しかないけど、入ってくるお金は13億円だからふるさと寄附の効果は抜群にある。</p>
道下委員	<p>13億円といっても返礼品があるからその半分、しかしそれを考えても効果は抜群。</p> <p>(2)の下に「内訳不明」と括弧書きがある。不明というのは数字が出ないのか。理解しがたい。</p>
税務課長	<p>寄附いただいているということで申告等するのだが、ふるさと寄附であったかといった集計はしていないため不明。他の市町村ということもあるので、そういった仕分けが十分出来てない。</p>
道下委員	<p>する必要はあるのでは。市民がふるさとに向けてどれだけ寄附したのか。する必要があると思うが。</p>
税務課長	<p>いただく税については仕分けが不要なので。</p>
野藤委員長	<p>他に。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> <p>(5)について質疑は。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

(6) 市内中学生の進学等の状況について

(7) 夏季休業中の学校閉庁期間について

野藤委員長	<p>次も2件まとめて報告願う。学校教育課長。</p>
学校教育課長	<p>(以下、資料(6)(7)をもとに説明)</p>
野藤委員長	<p>報告が終わった。1件ずつ質疑を受けたい。(6)について質疑は。道下委員。</p>
道下委員	<p>最終的に中学から高校に進学の状況はどうなのか、言われた気がしたが。</p>
学校教育課長	<p>市内の学校から市外の高校へ出て行っているのではという質問を色んな所からいただいた。地区ごとに割合を出したところ、割合的には著しく他へ流れている傾向は見られない。</p>
野藤委員長	<p>他に。</p>

(「なし」という声あり)

(7) について質疑は。

(「なし」という声あり)

(8) その他

○学校施設におけるブロック塀の有無について

野藤委員長	その他、執行部から何かあれば。教育総務課長。
教育総務課長	(以下、資料をもとに説明)
野藤委員長	報告があったが、質疑があるか。西川委員。
西川委員	○がない所は調査が終わってないのか。
教育総務課長	○がない所はブロックがない、もしくはブロックの構造物になっている所でそれは対象外としている。
西川委員	調査済みということで理解した。原井幼稚園、長浜幼稚園は、敷地の境界に設置されているようだが、所有は幼稚園側か。
教育総務課長	幼稚園敷地内である。
西川委員	通学路におけるブロック塀の今後調査予定はあるのか。
学校教育課長	学校に気づく範囲でのブロック塀がないかも確認したら1ヶ所、5月毎年報告を出していただく中、7月に安全点検の会議をする が、その中に出してもらった物をまとめて、8月に見て周り、11月に検証するというサイクルで安全点検している。1ヶ所危ない可能性のある所があったので、20メートルほどコーンを置いて反対側を通ってもらう措置をしている。今週末を目途に緊急性の高いものの追加があれば情報集めをお願いしている。
野藤委員長	その他。道下委員。
道下委員	原井幼稚園、長浜幼稚園、弥栄中学校、現場を知っているが見た覚えがない。手で触ってみるとか、ひびが入っているとかは目視でやってみて、安全だという認識で良いのか。
教育総務課長	完全に塀と言われるものはその3ヶ所。原井幼稚園は若干劣化があるが、倒れるほどの危険度は無いと判断した。他2ヶ所は危なげない。
野藤委員長	その他。
野藤委員長	(「なし」という声あり)
野藤委員長	他に執行部から何かあれば。

(「ありません」という声あり)

それでは、ここで執行部からの報告事項 7 件と追加の 1 件について、全員協議会へ (①そのまま提出し説明とすべきもの、②資料配布のみとすべきもの、③提出の必要はないとするもの) の決定をするため、まず執行部の意向を確認したい。総務課長。

総務課長

- (1) 資料配布のみ
- (2) 説明あり
- (3) 資料配布のみ
- (4) //
- (5) //
- (6) //
- (7) //
- (8) 提出なし

野藤委員長

執行部からの提案のとおりでよろしいか。

(「はい」という声あり)

6 所管事務調査

(1) 消防車両更新状況一覧表について

野藤委員長

執行部から説明をお願いする。警防課長。

警防課長

(以下、資料 (1) をもとに説明)

野藤委員長

説明が終わった。委員から質疑は。永見委員。

永見委員

更新予定のところに、括弧で非入とあるがこれはどういう意味か。

警防課長

現行車庫に購入した場合入らないという意味。2ヶ所ある。

永見委員

車庫に入らないとはどういうことか。

警防課長

車両サイズの都合で車庫に収まらないということ。車庫が狭いということ。

野藤委員長

その他。佐々木委員。

佐々木委員

こういうのは均等の方が財政的にも組みやすいのでは。台数の更新バランスは考えられないか。

警防課長

現在の 82 台分を一応古い順に並べた、基礎の部分をお示ししている。消防団施設のあり方検討会等で集約が進むと、50 数台となってくる。どうなるかは今のところまだ、40 年以降等ははつき

野藤委員長

りしていない。集約が進めば 52 年の所も少なくなるかもしれない。目安は多くても 3、4 台の更新をと思っている。

その他。

(「なし」という声あり)

(2) 「森のようちえん」の状況について

野藤委員長

執行部から説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長

(以下、資料 (2) をもとに説明)

野藤委員長

説明が終わった。委員から質疑は。道下委員。

道下委員

鳥取県の平井知事、長野県知事、広島県知事が一緒になって、森のようちえんの活動を広げようとして、国に支援の訴えを起こしている。鳥取、長野は県で支援している。浜田も自然環境が素晴らしい。それを活かしてこういう事業を目指して欲しい。今どういう状況か。

教育総務課長

公立幼稚園では自然体験活動をしている。森のようちえんは NPO 法人が中心となって活動しているのが主なので、NPO 法人への助成という形で支援するのが良いのか、立場上答えにくい。

道下委員

活動に対しての支援を、浜田市が行政として進めていく方向性、市として応援する流れをやって欲しい。先例を踏まえて、どうした活動が今から芽生えてきそうなのか研究して欲しい。どう支援したら良いのか、国として県としての流れはどうなのか研究して欲しい。まどころ保育園の取組を視察したことがあるが素晴らしい。そうしたところも含め是非研究してほしい。

教育部長

浜田市の公立幼稚園では自然体験活動を積極的に進めている。確かに自然体験をさせる観点は重要と考えている。ただ、対象はほとんど福祉部署になるので、そちらにも働きかけ推進については研究していきたい。

野藤委員長

西田委員。

西田委員

まどころの浅利スクールの情報提供を短くさせていただく。メニューがたくさんあって、色んな地域の方がいて、移動時間が片道 30 分を行動範囲としてバスで送り迎えしている。益田市の播竜湖 1 周して帰って来いと。小さい子は疲れて泣いたりする、それを上の子が励ます。翌年は泣いていた子が励ます方に回る。そ

野藤委員長
道下委員

うした成長が見られると。美都の農家の方と連携して田んぼの中遊ばせている。そうした色んなメニューが行われている。

道下委員。

小さい活動、江津でやっている。江津であれ1件では、その子供たちが小学校に上がった時に難儀する。同じような活動をしている所が増えないと、この事業は膨らんでいかない。広がっていかないと自治体も広がっていかない。浜田市が広がっていかないと子供たちにとってもよくない。

野藤委員長
西田委員

その他。・・・全体のその他。西田委員。

先般の議会報告会の中の、周布公民館でのご意見で、中学生の学力向上のために、タブレット端末を活用によるIT授業はどうかというのがあった。教員の教育、機器にもお金がかかると思うが、どうだろうかということだった。タブレット端末活用の考えがあるか、それとも全く未定か。

学校教育課長

学校にはパソコン教室があるが、時代の流れでタブレットの活用も1つの課題となっている。個別に少しずつ導入している学校はあるが、予算的なものがある。研修も課題である。細かい数字はまた個別に回答したい。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

では執行部の皆はここで退席されて構わない。
暫時休憩とする。再開は14時半。

《 執行部退室 》

[14時 17分 休憩]

[14時 28分 再開]

野藤委員長

これより執行部提出の議案3件について採決を行う。

○「議案第44号 浜田市税条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 45 号 浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例について」

野藤委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。
(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 50 号 財産の取得について (小型動力ポンプ付軽積載車)」

野藤委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。
(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、陳情審査に入る。

「陳情第 29 号 理由説明なしの撮影不許可に関する陳情について」委員からご意見を伺う。道下委員。

道下委員

私としては原則情報公開。一方で、委員長権限もあり、事案によっては委員長が皆さんに諮って取り計らわれるのだろうと思う。私はこの文面には同意する。

野藤委員長

一言申し添えるが、規定に則って行った。3 月議会の時なので、その辺も覚えておいていただきたい。西田委員。

西田委員

撮影不許可に関するとのことだが、市民軽視が平然と行われているわけではないという意味で、不採択としたい。趣旨は十分理解している。

野藤委員長

その他。西川委員。

西川委員

今は原則撮影許可なので、採択するもしないもなく許可となっているはず。不採択と思う。

野藤委員長

他に。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 29 号 理由説明なしの撮影不許可に関する陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員

の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 32 号 スキー事故の再発防止対策に関する陳情について」委員からご意見を伺う。西田委員。

西田委員

前回の陳情の時は賛成に回った。執行部に進展をうかがったが、今年度は金城中学ではスキー教室中止となり、これは残念な結果だ。進展が無いと理解した。この陳情には賛成に回りたい。

野藤委員長

その他。西川委員。

西川委員

進行を見守りたいので、この陳情は不採択としたい。

野藤委員長

その他。小川副委員長。

小川副委員長

私は前回これに反対した。その時の理由も「責任の所在、原因究明と再発防止」がきちんと出来ていれば、問題を荒立てる必要は無いという立場だった。今回も残念な部分はあるものの、陳情の趣旨については反対したい。

野藤委員長

その他。佐々木委員。

佐々木委員

今日の答弁を聞いても、まだメリハリが出来てない感じがした。前面で採択とはいかないまでも、趣旨を持って採択としたい。

野藤委員長

他に。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 32 号 スキー事故の再発防止対策に関する陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 33 号 市民参加可能なものの一覧を HP に集中させることに関する陳情について」委員からご意見を伺う。西川委員。

西川委員

前回採択となっている。システム改修費用が多くかかるのであれば、一考した方が良いのかなと思う。

野藤委員長

その他。道下委員。

道下委員 ホームページを見て、中身を見たが、非常に見難い。この内容が最もだと思った。

野藤委員長 その他。小川副委員長。

小川副委員長 前回この陳情に対しては反対している。市民の多くの方から要望が出ていることを疑問視したこと、一部の声ではないのかというのが理由だったが、結果的に前回は採択となった。広報の中でも議会改革の中でもいくらか検討されたり、議論されている。前回採択されて、それと同種の陳情が出るのを疑問視している。採択されたものと同じ陳情が出ること自体は反対なので、不採択としたい。

野藤委員長 他に。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 33 号 市民参加可能なものの一覧を HP に集中させることに関する陳情について」

野藤委員長 採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長 挙手多数で採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 34 号 民間企業並みに日報をつけることに関する陳情について」委員からご意見を伺う。道下委員。

道下委員 執行部にも聞いた所だが、業務日報をつけるのがどうなのか、それに対する考え方、今からの考え方を聞くに、そこまで必要なのかなと思った。

野藤委員長 その他。西川委員。

西川委員 業務内容によってつける部署、作業部門、現業部門はあると思うが、日報をつけることが不適切な業務もあると思う。各部署でマネージャーが考えること。一律につけることは反対。

野藤委員長 その他。小川副委員長。

小川副委員長 前回も反対した。日報に拘る必要はないのではという答弁だった。業務を残す方法は日報だけではない。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 34 号 民間企業並みに日報をつけることに関する陳情

について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 35 号 情報公開条例に違反しかねない制限指示変更を求める陳情について」委員からご意見を伺う。道下委員。

道下委員

執行部に聞いたところ、情報発信の意味からまだまだゆるんでいるのかなというところもある。このたびの案件だが、私は賛成の立場を取らせていただきたい。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 35 号 情報公開条例に違反しかねない制限指示変更を求める陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 36 号 職員の態度に関する陳情について」委員からご意見を伺う。西川委員。

西川委員

部署の中で管理してもらったら良い問題。陳情として採択する内容ではないので不採択としたい。

野藤委員長

他に。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 36 号 職員の態度に関する陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 37 号 職員・議員のマスク着用に関する陳情について」委員からご意見を伺う。道下委員。

道下委員

多々見受けられる。マスクを付けて答弁等諸々されているので、これを徹底してもらいたい。賛成に回る。

野藤委員長

その他。西川委員。

西川委員

今日の執行部からの答弁は当然と思える内容だった。マナーの問題。陳情として採択すべき問題ではないと思うので、不採択としたい。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 37 号 職員・議員のマスク着用に関する陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 38 号 各新聞に掲載されている浜田市関連の記事の職員共有に関する陳情について」委員からご意見を伺う。西田委員。

西田委員

公の図書館では翌日からコピー出来るそうだが、それ以外は著作権上の問題が無いとは言い切れない。ここで採択すると著作権法上グレーなことを推進する意味あいを取られかねないので不採択としたい。

野藤委員長

その他。西川委員。

西川委員

同様の意見。図書館以外は認められていない。法に反することは採択できないので不採択に回りたい。

野藤委員長

他に。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 38 号 各新聞に掲載されている浜田市関連の記事の職員共有に関する陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手なしで不採択とすることに決した。

続いて、「陳情第 39 号 成果物の内容共有及び活用に関する陳情について」委員からご意見を伺う。西川委員

西川委員

活用については 3 年間で進捗管理していくという答弁だった。共有についても各プロジェクトとして、しているとのことだった。もう成果が出ているので、市長が管理しておりそこに委ねて議会として監視していくことになるのだと思う。このまま見守ろうと思うので不採択。

野藤委員長

その他。佐々木委員。

佐々木委員

このブランディング目的から経緯、それぞれの状況を聞いたが、そもそも陳情で何を求めておられるのか、色々書いてあるがはっきりしない感じもあるが、要するに契約を費用をかけてやったことについてしっかり成果を出して欲しいという意味合いの陳情だと思う。趣旨としてはそういったことを指定するのはおかしい話になる。費用をかけたことはしっかり進めてくださいということなら当然のことだと思う。

(「本人がいるから質問してください」 との声あり)

野藤委員長

その他。西田委員。

西田委員

ブランディングの目的が弥栄地区の定住促進。その中身の動きと、要となる体験村は直接的に結びつくかどうかは疑問だが、関連はしている。支所の色んな話を聞いてもはっきりせず、私もモヤモヤしている。今の状態でははっきり言えない。今の段階では不採択。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 39 号 成果物の内容共有及び活用に関する陳情について」

野藤委員長

採決する。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

野藤委員長

挙手少数で不採択とすることに決した。

以上で、総務文教委員会に付託された案件の審査は終了する。

7 その他

野藤委員長

委員から何かあれば。

佐々木委員

今回もたくさん陳情が出ているが、内容について来て説明いただくのが最善だと思うが、前段でしっかり内容が分かる文面で付託してもらいたい。これを正副委員長にお願いしたい。我々の審査がやりにくい。説明を聞かないと駄目だということでもよくない。受け取る段階で、内容が分かるものを出してもらいたい。

野藤委員長

その他あるか。……この度はYoutubeで内容を見てくれというのがあり……。

佐々木委員

まず陳情書の内容をはっきりさせて欲しい。受け取る方で次長。

野藤委員長

篠原次長

陳情受付は事務局で、それを議長が承認する。陳情趣旨が全く分からない場合はその場でお聞きするが、大まかな内容が分かって陳情者の住所や名前等、一定条件がクリアされていれば整然と受けることになっている。受付の段階で根掘り葉掘り伺いにくい。

佐々木委員

基本的には陳情も請願も、まずは出たものを受け取るのが大原則だと思う。その内容を審査する過程で、わざわざ請願者・陳情者を呼ぶと経費もかかったり不要なリスクがつきまとう。出来る限りの精査が必要だと思う。浜田市独自の対応となるかもしれないが、考えてもらいたい。

野藤委員長

今の意見は議長団に伝える。他に。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

それでは、委員長報告については7月3日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よろしければ議場に配布したい。

以上で総務文教委員会を終了する。

(閉 議 15 時 03 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定より、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 野藤 薫 ㊞